の公田交通 9月21日(土)~30日(月)

ストップ・ザ・交通 ~ めざせ 安全で安心な北海道

- ◇子どもと高齢者の交通事故防止
- ◇夕暮れ時と夜間の歩行中・ 自転車乗用中の交通事故防止
- ◇全ての座席のシートベルトとチャ イルドシートの正しい着用の徹底
- ◇飲酒運転の根絶
- ◇居眠り運転による交通事故防止



市内の交通事故発生状況(25年7月累計)	
発生件数	512件(対前年比 83件減)
死 者 数	3人(対前年比 2人増)
傷者数	624 人 (対前年比 110 人減)

お問合せ 交通安全課 ☎21-3190

交通事故防止のため **夜光反射材 "**を配布します

交通安全課(市役所 4 階)、亀田· 湯川・銭亀沢支所で配布しています。 夕暮れ時や夜間にかけての歩行中 の交通事故対策にご利用ください。

配布内容

- ・靴貼付型夜光反射シール
- ・夜光反射リストバンド

お問合せ 交通安全課 ☎21-3190



形成地域

今年度限りで終了する事業です。 活用を検討している方はお早めにご相談を

都市景観形成地域内において、老朽化が著しく周辺住 環境に危険を及ぼす恐れのある空き家を解体する場合、 工事費の一部を補助します。

受付期間 26年1月初旬まで (予算額に達した時点で締め切り)

※26年1月末日までに解体工事を完了することが条件 となります。

補助金額 対象経費の 1/2 以内で上限 30 万円

対 象 者 都市景観形成地域内に空き家を所有する原則 として個人の方(市税の滞納が無い方に限る)

対象建物 都市景観形成地域内(弥生町、大町の全部お よび船見町、弁天町、末広町、元町、豊川町 の一部) にある概ね1年以上空き家となって いる家屋

※事前審査や施工業者の選定など、一定の条件があります。 詳細は市のHPまたは担当課へお問合せください。

お問合せ 街づくり推進課 ☎21-3358

湿态取り壊した方は

25年中に取り壊した家屋は、市が現地を確認した後、 26年度から固定資産税および都市計画税が課税されませ んので、ご連絡ください。

※函館地方法務局に滅失登記済の方は連絡不要。

お問合せ 税務室資産税担当 ☎21-3225

〈広告〉

あなたの ほしいものを パトロール



いつもあなたの そばにいます。



1年に1個しか売れない商品でも、 買う方がいらっしゃる限りおき続けます。

本 社/ 函館市鍛治1丁目39番11号 小 売 部/ 北斗市七重浜2丁目45-5 TEL (0138) 49-3171 (代) FAX (0138) 49-3271 営業時間/ 午前8時半~午後9時迄日・祝 午前9時~午後9時迄(年中無休)